

今月のトピックス

平成 30 年 8 月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL 03-5356-6377
TEL 048-781-2651
URL <http://www.slmo.co.jp/>

<働き方改革関連法が成立。年休の強制付与違反に罰金>

平成 30 年 6 月 29 日に「働き方改革関連法」が成立し、働き方改革に係る各種労働関係法令のルールが改正されました。その改正の一つに年休の取得義務化があり、内容は以下の通りです。

「使用者は、年 10 日以上年休が付与される全ての労働者に対し、付与日から 1 年以内に最低 5 日、時季を指定して有給休暇を与える必要がある。」

※労働者からの申請ではなく、使用者が労働者の年休希望を聞き、日にちを指定する必要があります。

年休の取得義務は平成 31 年 4 月よりすべての企業に課せられ、違反した場合には従業員 1 人あたり最大 30 万円の罰金が企業に科される場合があります。

一方、労使協定により「計画年休制」を導入している企業の場合、こうした計画年休の日数は、消化義務の 5 日間にカウントできることとしています。

<平成 30 年 8 月から 70 歳以上の高額療養費の上限額が変わります>

改正点①

平成30年7月まで (表1)			平成30年8月から (表2)		
適用区分	ひと月の上限額		適用区分	ひと月の上限額 (世帯)	
	外来 (個人)	外来・入院 (世帯)		外来 (個人)	
現役並み 標準報酬 28 万円以上	57,600 円	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% (多数該当 44,400 円)	現役並み	現役並みⅡ 標準報酬 83 万円以上	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% (多数該当 140,100 円)
一般所得 標準報酬 26 万円以下	14,000 円	57,600 円 (多数該当 44,400 円)		①現役並みⅡ 標準報酬 53 ~ 79 万円	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% (多数該当 93,000 円)
低所得者 (住民税が非課税かつ所得が一定以下)	8,000 円	24,600 円		②現役並みⅠ 標準報酬 28 ~ 50 万円	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% (多数該当 44,400 円)
		15,000 円	一般所得 標準報酬 26 万円以下	18,000 円 (年間上限 144,000 円)	57,600 円 (多数該当 44,400 円)
			低所得者	低所得Ⅱ	変更なし (70 歳以上の低所得者に関しては、引き続き、限度額適用・標準負担額減額認定証の提示が必要です。)
				低所得Ⅰ	

※多数該当：受診された月を含む直近12か月以内に、3か月以上自己負担限度額に達した場合は、4か月目から多数該当となり、自己負担限度額が減額されます。

改正点②

70 歳以上の方で平成 30 年 8 月から上記表 2 の①及び②に該当し、ひとつの医療機関での支払額が高額になる可能性がある方は、「限度額適用認定証」の交付手続きを取っていただくと、その医療機関で自己負担限度額を超える額を支払わなくてよくなります。

※限度額適用認定証は弊社でも発行手続きが出来ますので必要な際はご一報ください。

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。